

グランドハイメディック倶楽部会則 新旧対照表

※下線は変更部分を示します。

掲載日2020年4月1日
効力発生日2020年7月1日

現会則	改定后会則
<p>第7条(会員の資格)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>①個人</p> <p>(1)～(4) (変更なし)</p> <p>(5)その他会社の審査基準に適合しない方</p> <p>②法人</p> <p>(1)～(4) (変更なし)</p> <p>(5)その他会社の審査基準に適合しない法人</p>	<p>第7条(会員の資格)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>①個人</p> <p>(1)～(4) (変更なし)</p> <p>(5)その他会社が<u>会員として不適当と判断した方</u></p> <p>②法人</p> <p>(1)～(4) (変更なし)</p> <p>(5)その他会社が<u>会員として不適当と判断した法人</u></p>
<p>第13条(年会費)</p> <p>1.～4. (変更なし)</p> <p>5. (追加)</p>	<p>第13条(年会費)</p> <p>1.～4. (変更なし)</p> <p>5. <u>会員は、年会費その他の本倶楽部に関連する債務を弁済期に支払わなかったときは、会社に対し、不履行の日の翌日から年6%の割合による遅延損害金を支払わなければならないものとします。</u></p>
<p>第24条(会則等の改正等)</p> <p>1.会社は、<u>会員の権利を害しない範囲で</u>、本倶楽部の会則、細則および利用規程(以下「会則等」といいます)を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前に入会した会員にも適用されるものとします。</p>	<p>第24条(会則等の改正等)</p> <p>1.会社は、<u>法令の規定に従い</u>、本倶楽部の会則、細則および利用規程<u>その他これらの書面内で言及のある規程等</u>(以下「会則等」といいます)を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前に入会した会員にも適用されるものとします。</p>